

29 福保高介第1197号
平成29年10月23日

(介護予防) 福祉用具貸与事業所管理者 殿

東京都福祉保健局高齢社会対策部
介護保険課長
(公印省略)

福祉用具貸与の介護給付費における適正な請求について

日頃より、東京都の介護保険行政の円滑な実施に御協力をいただき、ありがとうございます。

厚生労働省より適切な福祉用具貸与価格を確保する等の観点から、「平成29年8月25日付老高発0825第1号 福祉用具貸与価格の全国的な状況の把握について」が発出されました。

つきましては、(介護予防) 福祉用具貸与費の請求について、下記の通り取扱いをお願い申し上げます。

記

1 概要

福祉用具貸与事業者においては、現行の介護給付費の請求に当たっては、介護給付費明細書にT A I Sコード(5桁-6桁(半角・数字))、J A Nコード又はローマ字で商品コード等を記載いただいておりますが、平成29年10月の貸与分(11月の介護給付費請求分)から、介護給付費明細書にT A I Sコード又は福祉用具届出コードのいずれかを必ず記載いただくこととなります。(本見直し内容を踏まえ、「介護給付費請求書等の記載要領について」(平成13年11月16日老老発31号厚生労働省老健局老人保健課長通知)は平成29年10月19日付で改正されました。)

これらのコードが記載された介護給付費の請求実績に基づき、商品ごとに、全国平均貸与価格の算出、貸与価格の上限設定等を行うこととしています。

2 介護給付費明細書記載における注意点

介護給付費明細書の記載に当たっては、以下の点にご注意ください。

- ・平成29年10月の貸与分(11月の介護給付費請求分)から介護給付費明細書にT A I Sコード又は福祉用具届出コードのいずれかを必ず記載すること。
- ・T A I Sコード又は福祉用具届出コードについては、誤りなく正確に記載すること。
- ・同一の商品を含め、複数の福祉用具の商品を請求する場合も、一つ一つ分けて記載すること。
- ・上記T A I Sコードを取得していない商品で請求する場合は、当面暫定的なコードとして「99999-999999」の使用が可能です。

なお、平成29年10月の貸与分（11月の介護給付費請求分）から、T A I Sコード又は福祉用具届出コードの記載がない介護給付費の請求については、各国民健康保険団体連合会の審査において返戻が予定されています。

3 T A I Sコード又は福祉用具届出コードの確認について

T A I Sコードを有している商品か否かについては、福祉用具の製造事業者又は輸入業者に御確認いただくほか、公益財団法人テクノエイド協会のホームページ「福祉用具貸与価格の見える化を推進するための「福祉用具届出システム」」でも御確認いただけます。

福祉用具貸与価格の見える化を推進するための「福祉用具届出システム」
（福祉用具貸与価格を把握するための商品コード一覧の公開）

<http://www.techno-aids.or.jp/visible/index.shtml>

福祉用具届出コードが不明な場合は、福祉用具の製造事業者又は輸入業者に御確認いただきますようお願いします。

4 今後のスケジュール（貸与価格の上限設定関係）

平成30年春～夏頃 全国平均貸与価格・貸与価格の上限を公表
平成30年10月 施行

詳細は以下のホームページより御確認ください。

http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/info/saishin/saishin.html

（「介護保険最新情報 Vol. 602（平成29年8月25日） 福祉用具貸与価格の全国的な状況の把握について」）

（「介護保険最新情報 Vol. 609（平成29年10月19日） ①介護給付費明細書に記載する福祉用具貸与の商品コードについて②「介護給付費請求書等の記載要領について」の一部改正について）

【お問合せ先】

東京都福祉保健局高齢社会対策部介護保険課介護事業者担当

電話 03-5320-4175（直通）